

藤沢市公共下水道事業の受益者負担金等に関する条例（令和2年6月25日条例第12号）の一部を改正し、負担区を定めたため次のとおり公告する。

2026年（令和8年）8月5日

藤沢市長
鈴木 恒夫

東部処理区

- 1 負担区の名称 東部第五
- 2 負担区の区域 別紙図面のとおりに約8.4ヘクタール
（一色川処理系統の一部）

以 上

